



概要版

第7期
阿蘇市障がい福祉計画
第3期
阿蘇市障がい児福祉計画
令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

令和6年3月
阿蘇市

▼計画策定の趣旨

阿蘇市では、令和3年3月に「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、関係機関と連携しながら、様々な障がい福祉施策に取り組んできました。この計画が、令和5年度で終了することから、新たに「**第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画**」を策定しました。

この計画は、障がいのある人の地域生活を支援するために必要な「障害福祉サービス」や「相談支援」、「地域生活支援事業」、「障害児通所支援」等の**サービスを計画的に確保することを目的とした計画**です。

▼計画の位置づけ

国の基本指針及び熊本県障がい福祉計画との整合性を図るとともに、「阿蘇市総合計画」及び「阿蘇市障がい者計画」をはじめ、「阿蘇市地域福祉計画」等の本市における分野別計画との整合性を考慮のうえ策定します。

また、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体とした計画として策定します。

▼基本理念と基本方針

この計画では、「阿蘇市障がい者計画」に掲げる「**障がいがあってもなくても、互いに人格と個性を尊重し、ともに歩む社会の実現**」という基本理念を共有します。

▼計画期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度まで（3年間）となります。

| R3 (2021) 年度 | R4 (2022) 年度 | R5 (2023) 年度 | R6 (2024) 年度 | R7 (2025) 年度 | R8 (2026) 年度 | R9 (2027) 年度 | R10 (2028) 年度 | R11 (2029) 年度 |
|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------|---------------------|
| 障がい者計画 | | | 障がい者計画 | | | | | |
| 障がい福祉計画 (第6期) | | | 障がい福祉計画 (第7期) | | 障がい福祉計画 (第8期) | | | |
| 障がい児福祉計画 (第2期) | | | 障がい児福祉計画 (第3期) | | 障がい児福祉計画 (第4期) | | | |

▼サービス等の提供体制の確保についての考え方

障害福祉サービスの提供体制を確保していきます

- ①全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ②障がい者等への日中活動系サービスの保障
- ③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ④福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤強度行動障がいや高次脳機能障がいをする障がい者に対する支援体制の充実
- ⑥依存症対策の推進

相談支援の提供体制を確保していきます

- ①相談支援体制の充実・強化
- ②地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ③発達障がい者等に対する支援
- ④協議会の活性化

障がい児支援の提供体制を確保していきます

- ①地域支援体制の構築
- ②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③地域社会への参加・包容の推進
- ④特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- ⑤障害児相談支援の提供体制の確保

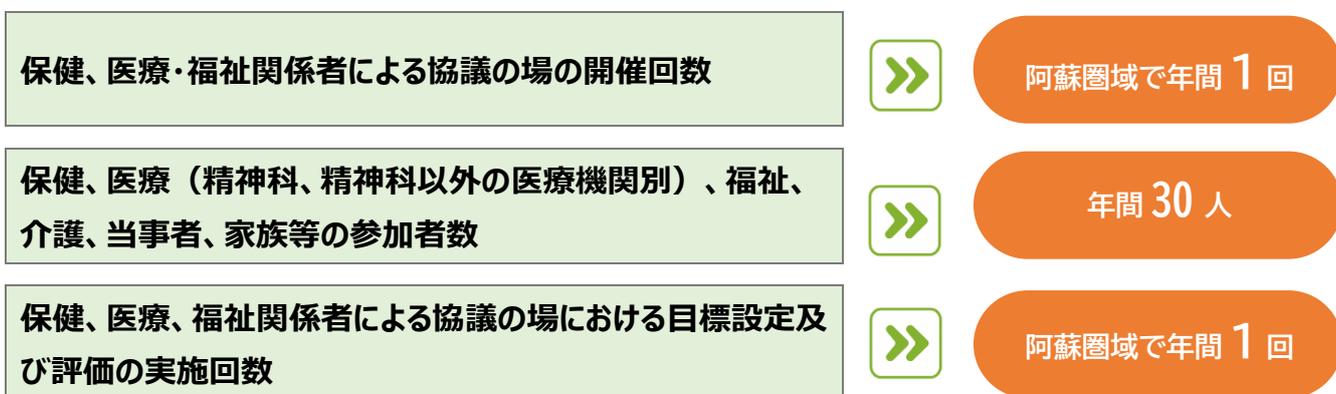
▼令和8年度の成果目標及び活動指標

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、次の成果目標及び活動指標を設定します。目標及び指標の設定にあたっては、国の基本指針に即し、本市の実情に応じた目標値を設定します。

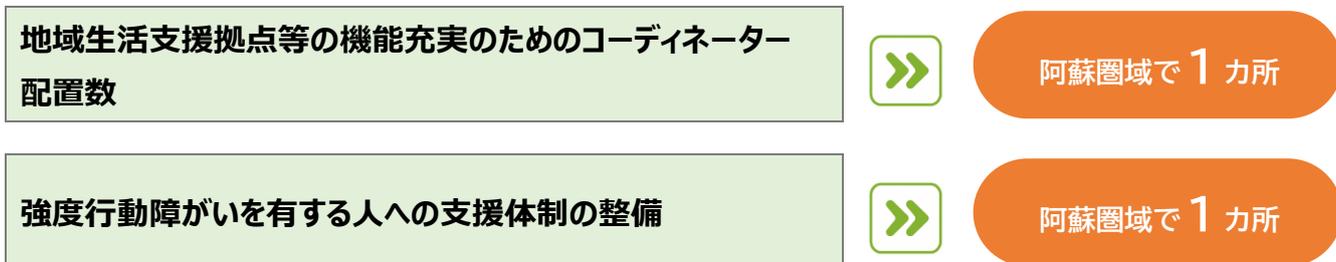
1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行



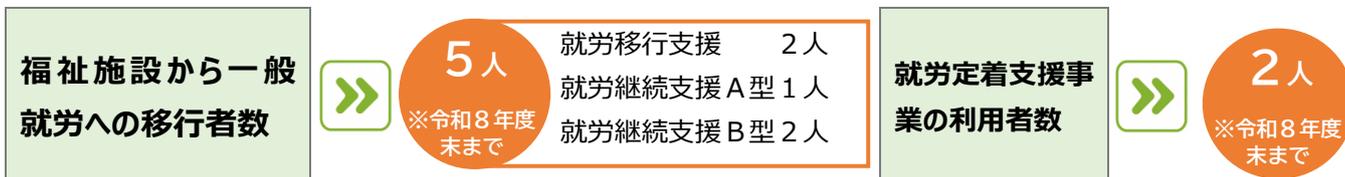
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築



3. 地域生活支援の充実



4. 福祉施設から一般就労への移行等



5.障がい児支援の提供体制の整備等

| | | |
|---|---|----------|
| ① 4つの中核機能を十分に備える児童発達支援センターまたは中核的な支援機能と同等の機能を有する体制の整備数 | ➤ | 阿蘇圏域で1カ所 |
| ② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所 | ➤ | 阿蘇圏域で1カ所 |
| ③ 医療的ケア児のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置 | ➤ | 阿蘇圏域で1カ所 |

6.相談支援体制の充実・強化等

| | | |
|-------------------------------------|---|------------|
| ① 基幹相談支援センターの設置 | ➤ | 阿蘇圏域で1カ所 |
| ② 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善 | ➤ | 阿蘇圏域で体制の確保 |

7.発達障がい者等に対する支援

| 項目 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------------------------------|-------|-------|-------|
| ペアレントプログラム※の開催回数 | 0回 | 0回 | 6回 |
| ペアレントトレーニング※の開催回数 | 0回 | 0回 | 6回 |
| ペアレントメンター※等を活用したピアサポート※の活動の実施回数 | 0回 | 0回 | 1回 |

※ペアレントプログラム:子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者等の認知的な枠組みを修正していくことを目的とした簡易的なプログラムです。「行動で考える」「叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを)ほめて対応する」「孤立している保護者等が仲間をみつける」という3つの目標に向けて取り組みます。

※ペアレントトレーニング:保護者等を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者等のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を旨とする家族支援のアプローチの一つです。地域においては、発達障がい児の支援機関等で実施されることが多いです。

※ペアレントメンター:メンターとは「信頼のおける仲間」という意味です。発達障がいの子どもの育てた保護者等が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者等に対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行います。ペアレントメンターは、地域で実施している養成研修を経て活動をしています。また、地域にて円滑にメンター活動が行われるようペアレントメンター・コーディネーターが調整等を行います。

※ピアサポート活動:発達障がいの子を持つ保護者や配偶者、きょうだい同士及び本人同士等が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行います。

▼障害福祉サービスの必要量見込み

国の基本指針に即し、本市における過去の利用実績からの伸び、アンケート調査等により見込量を算出しています。

| 分類 | サービス | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------------------|---------------------|--------|-------|-------|-------|
| 訪問系サービス | 居宅介護 | 人/月 | 51 | 53 | 55 |
| | | 時間/月 | 586.5 | 609.5 | 632.5 |
| | 重度訪問介護 | 人/月 | 1 | 1 | 1 |
| | | 時間/月 | 16.0 | 16.0 | 16.0 |
| | 同行援護 | 人/月 | 8 | 9 | 9 |
| | | 時間/月 | 88.0 | 99.0 | 99.0 |
| | 行動援護 | 人/月 | 1 | 1 | 1 |
| | | 時間/月 | 8.0 | 8.0 | 8.0 |
| 日中活動系サービス | 生活介護 | 人/月 | 101 | 102 | 103 |
| | | 人日/月 | 2,020 | 2,040 | 2,060 |
| | 自立訓練 (機能訓練) | 人/月 | 1 | 1 | 1 |
| | | 人日/月 | 10 | 10 | 10 |
| | 自立訓練 (生活訓練) | 人/月 | 2 | 2 | 2 |
| | | 人日/月 | 36 | 36 | 36 |
| | 就労選択支援 | 人/月 | - | 1 | 1 |
| | 就労移行支援 | 人/月 | 5 | 6 | 6 |
| | | 人日/月 | 72 | 78 | 78 |
| | 就労継続支援 (A型) | 人/月 | 28 | 28 | 28 |
| | | 人日/月 | 504 | 504 | 504 |
| | 就労継続支援 (B型) | 人/月 | 76 | 80 | 84 |
| | | 人日/月 | 1,368 | 1,440 | 1,512 |
| | 就労定着支援 | 人/月 | 2 | 2 | 2 |
| | 療養介護 | 人/月 | 12 | 12 | 12 |
| | | 人日/月 | 12 | 12 | 12 |
| 短期入所(ショートステイ) 【福祉型】 | 人/月 | 19 | 20 | 21 | |
| | 人日/月 | 30 | 32 | 33 | |
| 短期入所(ショートステイ) 【医療型】 | 人/月 | 1 | 1 | 1 | |
| | 人日/月 | 3 | 3 | 3 | |
| 居住系サービス | 自立生活援助 | 人/月 | 1 | 1 | 1 |
| | 共同生活援助 (グループホーム) | 人/月 | 90 | 94 | 98 |
| | | 施設入所支援 | 人/月 | 64 | 63 |
| 相談支援 | 計画相談支援 | 人/月 | 45 | 47 | 49 |
| | 地域移行支援 | 人/月 | 1 | 1 | 1 |
| | 地域定着支援 | 人/月 | 1 | 1 | 1 |
| 障害児通所支援 | 児童発達支援 | 人/月 | 100 | 101 | 102 |
| | | 人日/月 | 600 | 606 | 612 |
| | 放課後等デイサービス | 人/月 | 211 | 221 | 231 |
| | | 人日/月 | 1,266 | 1,326 | 1,386 |
| | 保育所等訪問支援 | 人/月 | 92 | 94 | 96 |
| | | 人日/月 | 10 | 10 | 11 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 人/月 | 1 | 1 | 1 | |
| | 人日/月 | 4 | 4 | 4 | |
| 障害児相談支援 | | 人/月 | 60 | 62 | 64 |

▼地域生活支援事業の必要量見込み

障がいのある人の地域における自立した日常生活又は社会生活を支援するため、地域の実情に応じた事業形態で市町村や都道府県が実施するものです。

| 事業 | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------------------------|------|-------|-------|-------|
| 相談支援事業 | 件/月 | 160 | 160 | 160 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 件/年 | 2 | 3 | 3 |
| 意思・疎通支援事業 | 人/年 | 5 | 5 | 5 |
| | 件/月 | 4 | 4 | 4 |
| 日常生活用具給付事業 | 件/年 | 207 | 207 | 207 |
| 移動支援事業 | 時間/月 | 43 | 43 | 43 |
| 地域活動支援センター事業 | 人/年 | 75 | 75 | 75 |
| 訪問入浴サービス事業 | 人/月 | 7 | 7 | 7 |
| | 人日/月 | 52 | 52 | 52 |
| 日中一時支援事業 | 人/月 | 17 | 17 | 17 |
| | 人日/月 | 76 | 76 | 76 |
| 自動車運転免許取得 自動車改造費助成事業 | 件/年 | 2 | 2 | 2 |

▼サービス見込み量等確保のための方策

1. サービス内容・利用方法等の周知徹底

障がいのある人が適切に利用できるよう、サービスの内容、利用手続き等について、市の広報紙やホームページ等を活用し分かりやすくお知らせするとともに、情報提供体制の拡充を図ります。

2. 施設入所者等の地域生活移行の支援の充実

本人の意思に基づいて地域生活に移行できるよう、グループホーム等の居住の場の確保について事業者と連携し基盤整備を進めていきます。精神障がいのある人については、医療機関等との連携のもと、地域生活を支えるサービスの提供基盤の整備にも努めます。また、地域住民の障がいのある人に対する正しい理解を促すとともに、お互いが支え合い助け合う地域福祉活動への参加を働きかけていきます。

3. 障がい者の就労支援

就労移行支援事業や就労継続支援事業等のサービス提供の基盤整備を関係する事業者との連携により進めていきます。また、障がい者就労施設等からの受注機会を拡大し、企業等に対して、障がい者就労施設等が提供できる物品等の情報を提供することにより、企業等における障がい者就労施設等の物品等の需要の増進を図ります。

■発行年月：令和6年3月
■編集：阿蘇市福祉課
〒869-2695
熊本県阿蘇市一の宮町宮地504番地1
電話 0967-22-3167（直通）
FAX 0967-35-4114